

家庭教師派遣契約

＜事例＞家庭教師の無料体験ができると電話があり、来訪を承諾した。体験指導を受けてよかったし、子供もやる気になったので、家庭教師派遣契約と家庭教師が使うという中学3年間分の教材の契約をした。後日届いた大量の教材を見て子供がやる気をなくしてしまった。解約したい、という相談が寄せられました。

＜対応＞このような家庭教師派遣契約は「特定継続的役務提供契約」といい、特定商取引法により契約してから8日以内ならクーリング・オフができます。またそのクーリング・オフの期間が過ぎた後でも理由を問わず中途解約権が認められ、解約手数料の上限が定められています。また、「家庭教師の指導を受けるのに教材が必要である」と説明を受けて購入した商品は【関連商品】といい、家庭教師派遣の契約を中途解約した場合は解約できます。

サービスはその性質上事前の確認が困難で、期待していた内容が実際に提供されるかどうか分かりません。訪問販売で自宅に販売員が来て子供がやる気になり、契約を急かされたとしてもその場で決めないことです。

中学3年間分の教材を勧める事は、2009.12.1に施行された改正特定商取引法により過量販売となる可能性もあります。

契約してしまってもクーリング・オフができます。出来るだけ早く消費生活センターにご相談下さい。

